

新旧対照表

浦安市介護保険給付制限に関する規則（平成20年規則第62号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（支払方法変更に係る弁明の機会の付与）</p> <p>第4条 市長は、支払方法変更をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（別記第1号様式。以下「支払方法変更予告通知書」という。）</u>を送付し、弁明の機会の付与をするものとする。</p> <p>2 支払方法変更予告通知書を送付された者は、<u>介護保険給付制限処分弁明書（別記第2号様式。以下「弁明書」という。）</u>を当該支払方法変更予告通知書の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行うことができる。</p> <p>（支払方法変更の決定）</p> <p>第5条 市長は、当該者が支払方法変更の対象となると認めるときは、支払方法変更の決定をし、その旨を被保険者証に記載するとともに、当該者に対し、<u>介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書（別記第3号様式）</u>により通知するものとする。</p> <p>（支払方法変更の決定）</p> <p>第7条 市長は、支払方法変更の記載を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第66条第3項の規定により支払方法変更の終了を決定し、支払方法変更の終了日を被保険者証に記載するとともに、<u>介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了通知書（別記第4号様式）</u>により、当該者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>（支払方法変更終了事由の届出）</p> <p>第8条 支払方法変更の決定を受けた者が、当該支払方法変更を終了すべき事由が生じたと認めるときは、<u>介護保険給付制限終了事由届（別記第5号様式。以下「終了事由届」という。）</u>に、前条各号に該当することを証する書</p>	<p>（支払方法変更に係る弁明の機会の付与）</p> <p>第4条 市長は、支払方法変更をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>浦安市介護保険給付支払方法変更予告通知書（別記第1号様式）</u>を送付し、弁明の機会の付与をするものとする。</p> <p>2 支払方法変更予告通知書を送付された者は、<u>浦安市介護保険給付制限弁明書（別記第2号様式。以下「弁明書」という。）</u>を当該支払方法変更予告通知書の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行うことができる。</p> <p>（支払方法変更の決定）</p> <p>第5条 市長は、当該者が支払方法変更の対象となると認めるときは、支払方法変更の決定をし、その旨を被保険者証に記載するとともに、当該者に対し、<u>浦安市介護保険給付支払方法変更決定通知書（別記第3号様式）</u>により通知するものとする。</p> <p>（支払方法変更の決定）</p> <p>第7条 市長は、支払方法変更の記載を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第66条第3項の規定により支払方法変更の終了を決定し、支払方法変更の終了日を被保険者証に記載するとともに、<u>浦安市介護保険給付支払方法変更終了通知書（別記第4号様式）</u>により、当該者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>（支払方法変更終了事由の届出）</p> <p>第8条 支払方法変更の決定を受けた者が、当該支払方法変更を終了すべき事由が生じたと認めるときは、<u>浦安市介護保険給付制限終了事由届（別記第5号様式。以下「終了事由届」という。）</u>に、前条各号に該当することを証す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>類を添えて、市長に届け出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出た者が前条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、<u>介護保険給付制限継続通知書</u>（別記第6号様式。以下「継続通知書」という。）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>（支払一時差止に係る弁明の機会の付与）</p> <p>第12条 市長は、支払一時差止をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>介護保険給付の支払一時差止予告通知書</u>（別記第7号様式。以下「支払一時差止予告通知書」という。）を送付し、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>2 省 略</p> <p>（支払一時差止の決定）</p> <p>第13条 市長は、当該者が支払一時差止の対象となると認めるときは、支払一時差止の決定をするとともに、当該者に対し、<u>介護保険給付の支払一時差止通知書</u>（別記第8号様式。以下「支払一時差止通知書」という。）により通知するものとする。</p> <p>（支払一時差止の終了の決定）</p> <p>第14条 市長は、支払一時差止の決定を受けた者が、第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、支払一時差止の終了を決定するとともに、<u>介護保険給付の支払一時差止終了通知書</u>（別記第9号様式）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>（保険料額控除の対象となる者）</p> <p>第16条 保険料額控除の対象となる者は、支払方法変更の決定及び支払一時差止の決定を受けている者であって、当該<u>支払一時差止通知書</u>が送付された日から起算して14日を経過してもなお滞納している保険料の総額の100分の50以上に相当する額を納付しないものとする。</p> <p>（保険料額控除に係る弁明の機会の付与）</p> <p>第17条 市長は、保険料額控除をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>介護保険滞納保険料控除予告通知書</u>（別記第10号様式。以下「滞納保険料控除予告通知書」とい</p>	<p>る書類を添えて、市長に届け出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出た者が前条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、<u>浦安市介護保険給付制限継続通知書</u>（別記第6号様式。以下「継続通知書」という。）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>（支払一時差止に係る弁明の機会の付与）</p> <p>第12条 市長は、支払一時差止をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>浦安市介護保険給付支払一時差止予告通知書</u>（別記第7号様式）を送付し、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>2 同 左</p> <p>（支払一時差止の決定）</p> <p>第13条 市長は、当該者が支払一時差止の対象となると認めるときは、支払一時差止の決定をするとともに、当該者に対し、<u>浦安市介護保険給付支払一時差止決定通知書</u>（別記第8号様式）により通知するものとする。</p> <p>（支払一時差止の終了の決定）</p> <p>第14条 市長は、支払一時差止の決定を受けた者が、第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、支払一時差止の終了を決定するとともに、<u>浦安市介護保険給付支払一時差止終了通知書</u>（別記第9号様式）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>（保険料額控除の対象となる者）</p> <p>第16条 保険料額控除の対象となる者は、支払方法変更の決定及び支払一時差止の決定を受けている者であって、当該<u>支払一時差止決定通知書</u>が送付された日から起算して14日を経過してもなお滞納している保険料の総額の100分の50以上に相当する額を納付しないものとする。</p> <p>（保険料額控除に係る弁明の機会の付与）</p> <p>第17条 市長は、保険料額控除をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>浦安市介護保険給付保険料額控除予告通知書</u>（別記第10号様式）を送付し、弁明の機会を付</p>

改 正 後	改 正 前
<p>う。)を送付し、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>2 <u>滞納保険料控除予告通知書</u>を送付された者は、弁明書を当該滞納保険料控除予告通知書の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行うことができる。</p> <p>(保険料額控除の決定)</p> <p>第18条 市長は、当該者が保険料額控除の対象となると認めるときは、保険料額控除の決定をするとともに、当該者に対し、<u>介護保険滞納保険料控除通知書</u>（別記第11号様式）により通知するものとする。</p> <p>(保険料額控除の終了の決定)</p> <p>第19条 市長は、保険料額控除の決定を受けた者が、第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、保険料額控除の終了を決定するとともに、<u>介護保険滞納保険料控除終了通知書</u>（別記第12号様式）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>(情報提供依頼等)</p> <p>第21条 市長は、第2号被保険者からの認定の申請があったときは、法第68条第5項の規定により、当該第2号被保険者の加入する医療保険者に対し、<u>介護保険給付の支払一時差止等情報提供依頼書</u>（別記第13号様式）により、情報の提供を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により情報の提供を求められた医療保険者は、<u>介護保険給付の支払一時差止等情報提供書</u>（別記第14号様式）により、市長に回答するものとする。</p> <p>(保険給付差止に係る弁明の機会の付与)</p> <p>第24条 市長は、保険給付差止をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>介護保険給付の支払一時差止等予告通知書</u>（別記第15号様式。以下「<u>支払一時差止等予告通知書</u>」という。）を送付し、弁明の機会の付与をするものとする。</p> <p>2 <u>支払一時差止等予告通知書</u>を送付された者は、弁明書を当該<u>支払一時差止等予告通知書</u>の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明</p>	<p>与するものとする。</p> <p>2 <u>保険料額控除予告通知書</u>を送付された者は、弁明書を当該<u>保険料額控除予告通知書</u>の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行うことができる。</p> <p>(保険料額控除の決定)</p> <p>第18条 市長は、当該者が保険料額控除の対象となると認めるときは、保険料額控除の決定をするとともに、当該者に対し、<u>浦安市介護保険給付保険料額控除決定通知書</u>（別記第11号様式）により通知するものとする。</p> <p>(保険料額控除の終了の決定)</p> <p>第19条 市長は、保険料額控除の決定を受けた者が、第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、保険料額控除の終了を決定するとともに、<u>浦安市介護保険給付保険料額控除終了通知書</u>（別記第12号様式）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>(情報提供依頼等)</p> <p>第21条 市長は、第2号被保険者からの認定の申請があったときは、法第68条第5項の規定により、当該第2号被保険者の加入する医療保険者に対し、<u>浦安市介護保険給付差止情報提供依頼書</u>（別記第13号様式）により、情報の提供を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により情報の提供を求められた医療保険者は、<u>浦安市介護保険給付差止情報提供書</u>（別記第14号様式）により、市長に回答するものとする。</p> <p>(保険給付差止に係る弁明の機会の付与)</p> <p>第24条 市長は、保険給付差止をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>浦安市介護保険給付保険給付差止予告通知書</u>（別記第15号様式）を送付し、弁明の機会の付与をするものとする。</p> <p>2 <u>保険給付差止予告通知書</u>を送付された者は、弁明書を当該<u>保険給付差止予告通知書</u>の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行う</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を行うことができる。 (保険給付差止の決定)</p> <p>第25条 市長は、当該者が保険給付差止の対象となると認めるときは、保険給付差止の決定をし、その旨を被保険者証に記載するとともに、当該者に対し、<u>介護保険給付の支払一時差止等処分通知書</u>（別記第16号様式）により通知するものとする。 (保険給付差止の終了の決定)</p> <p>第27条 市長は、保険給付差止の記載を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第68条第2項の規定により保険給付差止の終了を決定し、保険給付差止の終了日を被保険者証に記載するとともに、<u>介護保険給付の支払一時差止等終了通知書</u>（別記第17号様式）により、当該者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、当該保険給付差止の記載を受けた者が加入する医療保険者に対し、法第68条第5項の規定により情報の提供を求めることができる。</p> <p>(1)～(4) 省 略 (給付額減額等に係る弁明の機会の付与)</p> <p>第31条 市長は、給付額減額等をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>介護保険給付額減額予告通知書</u>（別記第18号様式。以下「給付額減額予告通知書」という。）を送付し、弁明の機会の付与をするものとする。</p> <p>2 給付額減額予告通知書を送付された者は、弁明書を当該給付額減額予告通知書の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行うことができる。 (給付額減額等の決定)</p> <p>第32条 市長は、当該者が給付額減額等の対象となると認めるときは、給付額減額等の決定をし、その旨を被保険者証に記載するとともに、当該者に対し、<u>介護保険給付額減額通知書</u>（別記第19号様式）により通知するものとする。</p>	<p>ことができる。 (保険給付差止の決定)</p> <p>第25条 市長は、当該者が保険給付差止の対象となると認めるときは、保険給付差止の決定をし、その旨を被保険者証に記載するとともに、当該者に対し、<u>浦安市介護保険給付保険給付差止決定通知書</u>（別記第16号様式）により通知するものとする。 (保険給付差止の終了の決定)</p> <p>第27条 市長は、保険給付差止の記載を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第68条第2項の規定により保険給付差止の終了を決定し、保険給付差止の終了日を被保険者証に記載するとともに、<u>浦安市介護保険給付保険給付差止終了通知書</u>（別記第17号様式）により、当該者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、当該保険給付差止の記載を受けた者が加入する医療保険者に対し、法第68条第5項の規定により情報の提供を求めることができる。</p> <p>(1)～(4) 同 左 (給付額減額等に係る弁明の機会の付与)</p> <p>第31条 市長は、給付額減額等をしようとするときは、あらかじめ、行政手続法第13条第1項の規定により、当該被保険者に対し<u>浦安市介護保険給付給付額減額等予告通知書</u>（別記第18号様式）を送付し、弁明の機会の付与をするものとする。</p> <p>2 給付額減額等予告通知書を送付された者は、弁明書を当該給付額減額等予告通知書の到達の日から起算して14日以内に市長に提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行うことができる。 (給付額減額等の決定)</p> <p>第32条 市長は、当該者が給付額減額等の対象となると認めるときは、給付額減額等の決定をし、その旨を被保険者証に記載するとともに、当該者に対し、<u>浦安市介護保険給付給付額減額等決定通知書</u>（別記第19号様式）により通知するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(給付額減額等の終了の決定)</p> <p>第34条 市長は、給付額減額等の記載を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>法第69条第2項</u>の規定により給付額減額等の終了を決定し、給付額減額等の終了日を被保険者証に記載するとともに、<u>介護保険給付額減額終了通知書</u>（別記第20号様式）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>別 記</p> <p>第1号様式 別紙のとおり 第2号様式 別紙のとおり 第3号様式 別紙のとおり 第4号様式 別紙のとおり 第5号様式 別紙のとおり 第6号様式 別紙のとおり 第7号様式 別紙のとおり 第8号様式 別紙のとおり 第9号様式 別紙のとおり 第10号様式 別紙のとおり 第11号様式 別紙のとおり 第12号様式 別紙のとおり 第13号様式 別紙のとおり 第14号様式 別紙のとおり 第15号様式 別紙のとおり 第16号様式 別紙のとおり 第17号様式 別紙のとおり 第18号様式 別紙のとおり 第19号様式 別紙のとおり 第20号様式 別紙のとおり</p>	<p>(給付額減額等の終了の決定)</p> <p>第34条 市長は、給付額減額等の記載を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>法第68条第2項</u>の規定により給付額減額等の終了を決定し、給付額減額等の終了日を被保険者証に記載するとともに、<u>浦安市介護保険給付給付額減額等終了通知書</u>（別記第20号様式）により、当該者に通知するものとする。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>別 記</p> <p>第1号様式 別紙のとおり 第2号様式 別紙のとおり 第3号様式 別紙のとおり 第4号様式 別紙のとおり 第5号様式 別紙のとおり 第6号様式 別紙のとおり 第7号様式 別紙のとおり 第8号様式 別紙のとおり 第9号様式 別紙のとおり 第10号様式 別紙のとおり 第11号様式 別紙のとおり 第12号様式 別紙のとおり 第13号様式 別紙のとおり 第14号様式 別紙のとおり 第15号様式 別紙のとおり 第16号様式 別紙のとおり 第17号様式 別紙のとおり 第18号様式 別紙のとおり 第19号様式 別紙のとおり 第20号様式 別紙のとおり</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

第 年 月 日 号

様

浦安市長



介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの介護保険料は次のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項又は第2項の規定に基づく保険給付の支払方法変更（償還払い化）をとることになりますので予告します。

「保険給付の支払方法変更（償還払い化）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者に一旦費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、 に相談してください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、以下の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先

弁明書提出期限 年 月 日

介護保険給付制限処分弁明書

(宛先) 浦安市長

保険給付の支払方法変更・支払一時差止・保険料額控除・保険給付差止・給付額減額等処分について、次のとおり弁明します。

フリガナ 被保険者氏名		提出年月日	年 月 日																				
生年月日	年 月 日	被保険者番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td> </tr> </table>																				
住所	電話番号																						
弁明の理由																							
添付書類																							

様

浦安市長



介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日付け 第 号で、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」において既に通知していますが、いまだ次の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他の特別の事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかにに申し出てください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険料滞納者に
係る支払方法の変更について、次の事由により終了することとしましたので、介護保険法
第66条第3項の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

第5号様式(第8条第1項・第15条第1項・第20条第1項・第28条第1項・第35条第1項)

介護保険給付制限終了事由届

年 月 日

(宛先)浦安市長

住所
届出人 氏名
電話 ()

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の支払方法変更・支払一時差止・保険料額控除・保険給付差止・給付額減額等について、次のとおり終了すべき事由が生じたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第 条第1項の規定により届けます。

被保険者番号	<input type="text"/>
被保険者氏名	フリガナ
生年月日	年 月 日
住所	〒 電 話
終了すべき事由	

添付書類	
------	--

第6号様式(第8条第2項・第15条第2項・第20条第2項・第28条第2項・第35条第2項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付制限継続通知書

年 月 日付で届出のあった保険給付の支払方法変更・支払一時差止・保険料額控除・保険給付差止・給付額減額等について、次の事由により継続することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第 条第2項の規定により通知します。

継続とする事由	
---------	--

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止予告通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの介護保険料は次のとおり滞納となっています。介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納している方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、以下の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うこととなりますので、予告します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となるサービス	:
差止めの対象となる給付額	:

この通知により、保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他の特別の事情があると認められる場合にはこの措置を中止することとなりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、に申し出てください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。
行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、以下の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先

弁明書提出期限 年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は次のとおり滞納となっています。介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納している方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、以下の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定いたしましたので通知します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となるサービス	:
差止めの対象となる給付額	:

この通知により、保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他の特別の事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、申し出てください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。
行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第9号様式（第14条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の支払一時差止について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第14条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

第12号様式（第19条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



介護保険滞納保険料控除終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の保険料額控除について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第19条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

第 1 3 号様式 (第21条第1項)

第 年 月 日 号

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止等情報提供依頼書

以下の者に係る医療保険料等の納付状況等を把握したいので、介護保険法第68条第5項の規定により、情報の提供を求めます。

可能な限り、別添の情報提供書により回答願います。

1 対象となる要介護被保険者等

氏 名	
性 別	
住 所	〒

2 加入している医療保険の状況

医 療 保 険 者 番 号	
医 療 保 険 被 保 険 者 証 記 号 番 号	

3 回答期日 年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止等予告通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの医療保険料等は次のとおり滞納となっています。医療保険料等が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止」の措置をとることになりますので予告します。

「保険給付の支払方法変更（償還払い化）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者に一旦費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

【医療保険料等の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、以下の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先

弁明書提出期限 年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止等処分通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日付け 第 号で、「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」を送付しましたが、いまだに次の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止」の措置をとることに決定しましたので、通知します。

なお、保険給付差止の記載を行いますので、以下の期日までに被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

なお、この通知により、保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他の特別の事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、に申し出てください。

【医療保険料等の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第17号様式（第27条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止等終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付差止
について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第27条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

第20号様式（第34条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付額減額終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の給付額減額等について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第37条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

別記第1号様式(第4条第1項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付支払方法変更予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第66条第1項又は第2項の規定により保険給付の支払方法変更を行うに当たり、弁明の機会を付与するため、行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり予告します。

この通知の内容に異議があるときは、弁明することができますので、提出期限までに弁明書を提出してください。

1 保険料滞納の状況

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
計			計			計		

※ 上記は、 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入した場合は、速やかに申し出てください。

2 弁明書提出先

3 弁明書提出期限 年 月 日

第2号様式(第4条第2項・第12条第2項・第17条第2項・第24条第2項・第31条第2項)

浦安市介護保険給付制限弁明書

年 月 日

(宛先)浦安市長

住所
弁明者 氏名
電話 ()

保険給付の支払方法変更・支払一時差止・保険料額控除・保険給付差止・給付額減額等
について、次のとおり弁明します。

被保険者番号										
被保険者氏名	フリガナ									
生年月日	年 月 日									
住所	〒									
	電話									
弁明の内容										

添付書類										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様

浦安市長



浦安市介護保険給付支払方法変更決定通知書

被保険者氏名		被保険者番号									
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第66条第1項又は第2項の規定により次のとおり保険給付の支払方法変更を行うことを決定したので、通知します。

1 保険料滞納の状況

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
計			計			計		

※ 上記は、 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合は、速やかに申し出て下さい。

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第7条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付支払方法変更終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険料滞納者に
係る支払方法の変更について、次の事由により終了することとしましたので、介護保険法
第66条第3項の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

第5号様式(第8条第1項・第15条第1項・第20条第1項・第28条第1項・第35条第1項)

浦安市介護保険給付制限終了事由届

年 月 日

(宛先)浦安市長

住所
届出人 氏名
電話 ()

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の支払方法変更・支払一時差止・保険料額控除・保険給付差止・給付額減額等について、次のとおり終了すべき事由が生じたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第 条第1項の規定により届けます。

被保険者番号																				
被保険者氏名	フリガナ																			
生 年 月 日	年 月 日																			
住 所	〒 電 話																			
終了すべき事由																				

添 付 書 類																			
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第6号様式(第8条第2項・第15条第2項・第20条第2項・第28条第2項・第35条第2項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付制限継続通知書

年 月 日付けで届出のあった保険給付の支払方法変更・支払一時差止・保険料額控除・保険給付差止・給付額減額等について、次の事由により継続することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第 条第2項の規定により通知します。

継続とする事由	
---------	--

様

浦安市長



浦安市介護保険給付支払一時差止予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の支払一時差止を行うに当たり、弁明の機会を付与するため、行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり予告します。

この通知の内容に異議があるときは、弁明することができますので、提出期限までに弁明書を提出してください。

1 保険料滞納の状況

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
計			計			計		

※ 上記は、 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

2 弁明書提出先

3 弁明書提出期限 年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付支払一時差止決定通知書

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第67条第1項又は第2項の規定により次のとおり保険給付の支払一時差止を行うことを決定したので、通知します。

1 支払一時差止の対象となる介護サービス

2 支払一時差止の対象となる給付額 円

3 保険料滞納の状況

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
計			計			計		

※ 上記は、 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式(第14条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付支払一時差止終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の支払一時差止について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第14条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

様

浦安市長



浦安市介護保険給付保険料額控除予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第67条第3項の規定により保険給付の保険料額控除を行うに当たり、弁明の機会を付与するため、行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり予告します。

この通知の内容に異議があるときは、弁明することができますので、提出期限までに弁明書を提出してください。

1 保険料滞納の状況

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
計			計			計		

※ 上記は、 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

2 弁明書提出先

3 弁明書提出期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市介護保険給付保険料額控除決定通知書

被保険者氏名		保険者番号											
--------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第67条第3項の規定により次のとおり保険給付の保険料額控除を行うことを決定したので、通知します。

1 支払一時差止の対象となる介護サービス及びその給付額

利 用 日	サ ー ビ ス の 種 類	給 付 額
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
合 計		円

2 保険料控除額

年 度	期 別	保 険 料 額	納 期 限
		円	年 月 日
		円	年 月 日
		円	年 月 日
合 計		円	

3 保険料額控除後の保険給付費支給額(1-2) 円

※ 保険料額控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、指定口座に振り込みます。

第12号様式(第19条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付保険料額控除終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の保険料額控除について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第19条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

第13号様式(第21条第1項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付差止情報提供依頼書

以下の者に係る医療保険料等の納付状況等を把握したいので、介護保険法第68条第5項の規定により、情報の提供を求めます。

可能な限り、別添の情報提供書により回答願います。

1 対象となる要介護被保険者等

氏 名	
性 別	
住 所	〒

2 加入している医療保険の状況

医療保険者番号	
医療保険被保険者証記号番号	

3 回答期日 年 月 日

年 月 日

(宛先)浦安市長

医療保険者

代表者



浦安市介護保険給付差止情報提供書

年 月 日付け 第 号をもって依頼のありました以下の者に係る未納医療保険料等の状況について、次のとおり回答します。

1 対象となる要介護被保険者等

氏 名		性 別	
住 所	〒		
医療保険者番号			
医療保険被保険者証記号番号			
医療保険加入者となった年月日	年 月 日		

2 未納医療保険料等の状況

年度医療保険料等の額			年度医療保険料等の額			年度医療保険料等の額		
期 別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額	期 別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額	期 別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
計			計			計		

(注1) 年 月 日現在

(注2) 保険料徴収債権が発生していない額(納付すべき時期が未到来の額)は、含まない。

3 介護保険法第68条第1項の規定による保険給付差止について

- 希望する
- 希望しない

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付保険給付差止予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第68条第1項の規定により保険給付差止を行うに当たり、弁明の機会を付与するため、行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり予告します。

この通知の内容に異議があるときは、弁明することができますので、提出期限までに弁明書を提出してください。

1 医療保険料等の滞納の状況

医療保険の加入期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

年度医療保険料等の額			年度医療保険料等の額			年度医療保険料等の額		
期別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
計			計			計		

※ 上記は、年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

2 弁明書提出先

3 弁明書提出期限

様

浦安市長



浦安市介護保険給付保険給付差止決定通知書

被保険者氏名		保険者番号											
--------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第68条第1項の規定により次のとおり保険給付差止を行うことを決定したので、通知します。

1 未納医療保険料等の滞納の状況

医療保険の加入期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

年度医療保険料等			年度医療保険料等			年度医療保険料等		
期別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料等の額	うち未納医療保険料等の額
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
期(月)			期(月)			期(月)		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合は、速やかに申し出てください。

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式(第27条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付保険給付差止終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付差止
について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第27条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--

様

浦安市長



浦安市介護保険給付給付額減額等予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第69条第1項の規定により保険給付の給付額減額等を行うに当たり、弁明の機会を付与するため、行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり予告します。

この通知の内容に異議があるときは、弁明することができますので、提出期限までに弁明書を提出してください。

1 給付額減額等を行う期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 給付額減額等を行う期間の算定根拠
算式

$$\text{給付額減額期間} = \text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{\text{徴収権消滅期間}}{\text{徴収権消滅期間} + \text{納付済期間}} \times \frac{1}{2}$$

※1 算式において、「徴収権消滅期間」とは、下表の「未納・時効消滅額」を「年賦課額」で除した額の各年度の合計額(小数点第三位未満切捨て)をいう。

※2 算式において、「納付済期間」とは、下表の「納付額」を「年賦課額」で除した額の各年度の合計額(小数点第三位未満切捨て)をいう。

年度	未納・時効消滅額	納付額	年賦課額

3 弁明書提出先

4 弁明書提出期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市介護保険給付給付額減額等決定通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険法第69条第1項の規定により次のとおり保険給付の給付額減額等を行うことを決定したので、通知します。

1 給付額減額等を行う期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 給付額減額等を行う期間の算定根拠
算式

$$\text{給付額減額期間} = \text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{\text{徴収権消滅期間}}{\text{徴収権消滅期間} + \text{納付済期間}} \times \frac{1}{2}$$

※1 算式において、「徴収権消滅期間」とは、下表の「未納・時効消滅額」を「年賦課額」で除した額の各年度の合計額(小数点第三位未満切捨て)をいう。

※2 算式において、「納付済期間」とは、下表の「納付額」を「年賦課額」で除した額の各年度の合計額(小数点第三位未満切捨て)をいう。

年度	未納・時効消滅額	納付額	年賦課額

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対して審査請求することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式(第34条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険給付給付額減額等終了通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった保険給付の給付額減額等について、次の事由により終了することとしましたので、浦安市介護保険給付制限に関する規則第37条の規定により通知します。

終了とする事由	
---------	--